

政治学入門

@住民投票

一つのテーマに関して、その賛否や最も適切だと思われる案を有権者自身の直接投票で決めるもの。愛知県高浜市が全国に先駆けて常設型住民投票条例を制定。総務省は地方自治法の抜本改正の一環として、住民投票の制度化を検討している

@機関委任事務

「地方公共団体」の首長を国の下部機関とみなし、それに国の事務を委任する制度である。都道府県の場合、事務の八割は機関委任事務であったと言われている。地方議会には条例制定権や 100 条調査権（地方自治法 100 条に規定された地方議会の調査権）がない、主務大臣の包括的な指揮監督権が及び、主務大臣の職務執行命令に従わなければ、訴えられる可能性があったなどの問題点がある。

@地方分権一括法

地方自治法をはじめとする計 475 件の法律を一挙に改正し、機関委任事務を廃止した。また、自治体の事務を自治事務と法定受託事務へと再編した。この結果として、第一に、条例制定権・100 条調査権が原則として認められるようになった。第二に、各大臣の「関与」は限定されるようになった。第三に、国と自治体の争いを調停する機関として、国地方係争処理委員会が設置された。

@国庫補助負担金

かつての財源上の中央集権の柱で、用途を限定される特定財源である。自治体はこれを得るために、国が定めた画一的な要綱に従わざるをえず、ひも付き補助金化している。また、それを得るためのコストも決して小さくはない上に、受益と負担が一致しないため、自治体のコスト意識が弱まりやすい。

@地方交付税交付金

国が用途を限定しないで交付する一般財源であり、普通交付税と特別交付税からなる。国税 5 税の一定割合を基準に総額が決定される。そして基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額を基準に、各自治体に普通交付税を交付する。問題点としては、第一に、算定方法が非常に複雑であり透明ではなく、算定方法を操作することで自治体の政策を間接的に誘導でき、交付税が補助金化する。また、特別交付税では総務省・都道府県の裁量の余地が大きいことが挙げられる。

@三位一体の改革

財源上の地方分権をすすめるために小泉内閣が行った国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税改革の 3 つの改革である。様々なアクターが独自案を公表し、激しく主導権を争ったため、骨抜きになった感はいなめないが、鳩山・菅内閣下では地域主権戦略会議が「地域主権改革」に取り組んでいる。

@地方六団体

全国知事会・全国市長会・全国町村会・全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全

国町村議会議長会の6つを指す。三位一体改革のさいには地方自治の立場から改革案を積極的に提出した

@認定NPO法人制度

2001年、国税庁長官が認定した認定NPO法人への税制上の優遇措置が導入された。認定されるためには、パブリック・サポート・テスト（PST）を含む諸要件を満たさなければならない。PSTでは、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が5分の1以上で有ることが求められる。また、今年6月の改正により、寄付者への優遇税制が所得控除か税額控除のどちらかの選択制になった。

@政治資金規正法

収支の公開と授受の規正を柱とする。政治家（本人・資金管理団体・後援会）への企業・団体献金を禁止したが、政党支部への企業・団体献金を禁止しなかったため、3つの財布（資金管理団体・政党支部・後援会）の間で、マネーロンダリングが行われ、政治家と企業・団体の癒着を断ち切れなかった。

@八幡製鉄所事件

八幡製鉄の代表取締役が自民党に政治献金したことに対して、同社の株主が損害賠償の代表訴訟を提起した。これに対し、最高裁判決では、政治献金は会社の権利能力（定款所定の目的）の範囲内であるとし、また会社の政治献金は参政権違反ではないとし、そして取締役の忠実義務に違反しないとして企業・団体献金を合法とした。

@惜敗率

小選挙区における候補者の得票数／当選者の得票数の割合。比例代表制において名簿順位が同じ場合、これの高い順番に復活当選することになる。また、名簿順位を同じにする運用をした場合、復活当選の欠点を緩和することができる。

@一党優位政党制

55年体制において自由民主党が長期にわたって政権を独占し、自民党派閥間の擬似政権交代しか起こらなかったことにみられるように、一つの主要政党が投票者の多数に支持され続けることによって政権を握り続ける状態。

@小選挙区比例代表併用制

ドイツで採用されている比例代表制である。有権者は投票用紙に政党名と小選挙区の候補者名を記入する。各政党の議席数は政党ごとの得票率に応じて配分され、小選挙区で当選した候補者が優先的に議席を与えられ、残りは政党の名簿順に配分する。政党に配分された議席数を超えて小選挙区の当選者がでた場合、総議席数が超過することになる。

@党首討論

衆議院と参議院で首相と議員10名以上が所属する野党の党首がする討論のこと。討論の時間は45分。イギリスのクエスチョンタイムを参考にして設置された。週1回行われる。ただし、国家基本政策委員会に党首は入らなければならない、その合同審査会という形から見れば、党首討論は政党間交渉の道具となっている。

@閣議

内閣が自己の職務を行うに際し、その意思決定をするために開く会議。閣議は毎週火・金曜に開かれる定例閣議と臨時閣議、持ち回り閣議の 3 つに分類される。定例閣議では非常に短い時間で資料が大量に配布され、花押を押してサインする。菅直人からはサイン会と称されている。定例閣議と臨時閣議は通常は首相官邸で行われるが、国会会期中は国会で行われる。持ち回り閣議は事務方が各大臣を回ってサインしてもらうもの。閣議終了後には閣僚懇談会が開かれ、閣僚が自由に意見を述べたり、情報交換を行ったりする。

@内閣法制局

法制の面から内閣を補佐し、内閣の立法活動を助ける機関。閣議に提出される前の法律案や政令案、条約案をすべて審査する審査事務、法律問題について調査し、内閣や総理大臣などへ進言する意見事務の二つを主な業務としている。財務省と並ぶ 2 大巨頭で、多様な省庁から採用する。

@キャリア・システム

キャリアとは国家公務員 I 種試験に合格し、本省庁に採用された「エリート」国家公務員である。しかし、キャリア・システムには弊害も多く、ノンキャリアの幹部登用をはじめとする諸改革がなされてきたが 2008 年 6 月に国家公務員制度改革基本法が成立し、キャリア・システムが廃止されることになった。2012 年度採用試験から I 種～III 種試験が総合職試験（院卒者試験含む）と一般職試験へと再編される予定である。